

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤倉利則農業委員、鈴木智一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第30号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第30号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は大字菅谷字西中通、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。形態は転用で用途は自己用住宅、施設は木造二階建である。住宅建設のため開発許可が必要である。平成14年9月26日付けで農振除外されており、除外後の農地区分は

- 第1種農地となるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。
- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大塚推進委員が報告した。1月19日(木)、地区担当委員4名で現地調査を行った。現地は野菜が植えられており、農地として問題ないとする。理由書を朗読した。
- 議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第30号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第31号

農地法第5条の許可申請について

- 議 長 議案第31号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、権利は所有権、所在は日の出四丁目、地目は登記、現況ともに畑1筆。形態は転用で用途は資材置場、施設は砂利敷きのため開発許可は不要である。農地区分は第2種農地になる。
- 申請番号2、地区は大石地区で、所在は中分四丁目、地目は登記が田、現況は畑の1筆である。権利は賃借権、形態は一時転用、用途は工事用通路及び資材置場、施設は鉄板敷きであり、開発許可は不要である。農用地区域内の農地で、令和4年12月8日付け上農証第27号にて農業振興地域の適合証明を取得している。
- 申請番号3、地区は上平地区、権利は使用貸借権、所在は大字平塚字前、登記、現況とも畑の3筆である。形態は転用で用途は住宅敷地、施設は木造平屋建で、住宅目的のため開発許可が必要である。農地区分は第2種農地である。
- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 申請番号1について原市・上尾地区の黒須信明推進委員が報告した。現地調査を1月20日(金)に地区担当委員3名で行った。現地はいつでも耕作できるようにきれいに整備されていて問題はな

いと考えられる。土地の選定理由書を朗読した。

申請番号2を大石地区の小川推進委員が報告した。現地調査を1月22日(日)に地区担当委員5名で行った。農地は良く管理されて、問題ないという認識である。土地の選定理由書を朗読した。

申請番号3を市村推進委員が説明した。現地調査を1月19日(木)に地区担当委員4名で行った。農地としてきれいに管理されて、問題ないという見解である。土地の選定理由書を朗読した。

議 長
市村推進委員

本件について意見を求めた。

申請番号3の案件で、3筆が道路に接道していないが、おそらく親族の土地と思われる宅地部分と一体利用する計画ということだが、開発の許可は大丈夫なのか。

事 務 局

接道が無いと建物は建てられないが、宅地部分を含めた一体の開発申請を開発指導課に出している。土地所有者が親族であり、一体の宅地を含めた開発を行うことで開発が可能になっている。

新木農業委員

申請番号1の土地選定理由書に、5社で資材置場を川口市に借りており、今回上尾に資材置場を設けた時、川口市で共同利用している5社が利用するのか、残りの4社で利用することになるのか伺いたい。あともう1点、申請番号3の資料にある土地利用計画図では、合併浄化槽の先に隣地既設の埋設管を経由して道路埋設管となっているが、どこの道路につなげるのか伺いたい。

事 務 局

申請番号1は、理由書記載の通り、現在5社で川口市の方に資材置場を借りているが、今回の事業者が資材置場を作った後は、残りの4社で引き続き利用することを確認している。

申請番号3は、図面には示されていないが、土地所有者の母屋があり、母屋から排水管が敷設されており、既存の浄化槽に接続して排出している。開発では一宅地一排水と決まっており、新築住宅で既設の浄化槽を使うため、母屋の排水には新たに排水管を敷設して排水する計画となっている。申請地西側にある道の南側に排水管が敷設されており、その集水桝に接続することで排水が可能であることを開発担当に確認している。

新木農業委員

今の説明によれば、南側に市道があり、そこに集水桝が設置されているということか。

事務局 南側に集水桝があり、そこに接続するということを図面で確認している。
議長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第31号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第32号について事務局に説明を求めた

事務局 申請番号1、地区は上尾地区、所在は谷津一丁目、地目は登記、現況とも畑の1筆である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

申請番号2、地区は平方地区、所在は大字平方字石井戸、登記、現況とも畑の7筆である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

申請番号3、地区は平方地区、所在は大字平方字太夫、地目については登記が田、現況は畑の1筆、登記が山林、現況は畑の1筆、登記、現況とも畑が16筆で、合計18筆である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

申請番号4、地区は大谷地区、所在は大字今泉字松原、大谷北部第二土地区画整理地内の計2筆で、登記、現況ともに畑である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1を原市・上尾地区の黒須信明推進委員が報告した。現地調査を1月20日(金)に地区担当委員3名で行った。現地は耕作されていないが管理はされており、5割近くは柑橘類、梅、キウイフルーツといった果樹園になっている。構造物のある範囲は対象地から除外されている。農地として特に問題ないと考えられる。

申請番号2を平方地区の國嶋推進委員が報告した。現地調査を1月21日(土)、地区担当委員4名で行った。トマトのハウスなど、農地として利用されているが、直売所と駐車場は対象から除外

されている。農地として特に問題ないと考えられる。

申請番号3を平方地区の松本推進委員が報告した。1月21日(土)、地区担当委員4名で現地調査を行った。ビニールハウスでイチゴ栽培を中心に、ネギやミカンが栽培され、それ以外も農地としてきれいに管理されている。農地として特に問題ないと考えられる。

申請番号4を大谷地区の新井推進委員が報告した。現地調査を1月21日(土)、地区担当委員4名で行った。現地は柿が植えられており、農地として問題ないと認識している。

議 長
新木農業委員
黒須推進委員

本件について意見を求めた。

申請番号1の案件の写真で、何が植えられているのか説明願いたい。

資料①の写真が南側から北側に向っての写真で、青く見えるのが柑橘系の果樹、枝が見えるのが梅の木である。その裏側②の写真はキウイフルーツが植えられている。

議 長

本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第32号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第33号

上尾市農業委員会個人情報保護条例実施規定の廃止について

議 長
事務局

議案第33号について事務局に説明を求めた

議案書を朗読した。上尾市個人情報保護条例第12条で個人情報保護管理者を定めるという規定により上尾市農業委員会個人情報保護条例実施規定が定められているが、上尾市個人情報保護条例が廃止されるため、必然的に上尾市農業委員会個人情報保護条例実施規定が廃止になることを説明した。総会で承認の後、上尾市農業委員会個人情報保護条例実施規定を廃止する告示を行う。

議 長
内田農業委員
事務局

本件について意見を求めた。

今まで保有した個人情報も一緒に廃棄するという事か。

個人情報の保護条例を国の個人情報保護法に一本化するということなので、個人情報を保護する

藤波農業委員
事務局
議長

事には変わらない。条例を廃止し法律に一本化するという趣旨である。
国の法律で一本化という説明だが、市町村によって条例は違うのか。
上尾市や他の地方自治体が先行して個人情報保護条例を制定している。条例よりも法律の方が上位法なので、全国的に個人情報保護法に一本化していく方向にあると総務課からは聞いている。
本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第33号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第34号
議長
農政課
議長

令和4年度1月期農用地利用集積計画の承認について
議案第34号について担当部署に説明を求めた
制度について説明し、議案書を朗読した。
本件について意見を求めるが無かったため、議案第34号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第10号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時25分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年 1月25日

議 長

署名委員

署名委員